

第21回（平成28年10月14日）

○福浦総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員、加藤委員が御欠席です。

それでは、会議の進行につきまして、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第21回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

議題1「預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務全項目評価書の概要説明について」、まず、大塚調査官から説明をお願いします。

○大塚調査官 番号法等により、預金保険機構が、特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。

預金保険機構が実施する、預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務については、対象人数が30万人以上であり、特定個人情報保護評価について、全項目評価が義務付けられることから、番号法第27条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成28年10月12日付け、預保第598号にて、預金保険機構から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。

評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、預金保険機構の職員に御出席を頂き、概要を説明していただくものです。

○堀部委員長 ただいま大塚調査官の説明にありましてとおり、預金保険機構の職員に会議に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、預金保険機構から、説明をお願いします。

○預金保険機構 本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、預金保険制度の概要について、説明させていただきます。預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者等の保護や資金決済の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的とした制度でございます。この預金保険制度を適切に運用することを使命としているのが、私ども預金保険機構でございます。

預金保険制度等の対象となる金融機関は、大手行、地方銀行などの日本国内に本店がある銀行、商工中金のほか、信用金庫、信用組合、労働金庫、それらの上部団体である連合会でございます。合計で576の金融機関が対象となっております。

保護される預金でございますが、当座預金や利息がつかない普通預金などの決済用預金については、全額を保護しております。利息の付く普通預金、定期預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託などについては、一つの金融機関につきまして「預金者1人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等」が保護されます。

この「預金者1人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等」を計算するためには、

破綻した金融機関において、1人の預金者が持つ普通預金、定期預金、そういったものの複数の口座を合算する必要がございます。この作業を我々は「名寄せ」と言っております。

この名寄せにつきましては、金融機関が作成する名寄せに必要なデータを預金保険機構が受領いたしまして、従来は預金者等のカナ氏名や生年月日といったものが一致したものを合算しておりました。今後は、これに預金者等の個人番号も加えて、同一預金者かどうかを判別していくことを考えております。

預金保険機構が預金保険制度の運用に際して特定個人情報ファイルを取り扱う事務は、2つございます。1つは、金融機関の破綻処理時の名寄せでございます。もう一つは、平時における金融機関の名寄せに係る預金者データの整備状況のチェックでございます。後者は、金融機関の破綻時に円滑な名寄せができるかどうか、名寄せが確実かどうかを確認するために、平時より名寄せに必要なデータを金融機関から受領しまして、そのデータが機構の求めるフォーマットに沿って正しく整備されているかを検証するものでございまして、これを私どもは「システム検証」と呼んでおります。

なお、この2つの名寄せ事務につきましては、いずれも預金保険機構にございます破綻処理業務システムで処理をいたします。

次に、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要及びその流れについて、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

全項目評価書の5ページ、左上に「(別添1)事務の内容」とある頁の「1. 金融機関の破綻処理時の名寄せにおける利用」の図をご覧くださいと思います。

金融機関が破綻した場合、名寄せは、破綻した金融機関から提出されるデータを基に、預金保険機構が行います。その際、破綻金融機関から提出されるデータだけでは名寄せが確定できない場合においては、必要に応じて住基ネットから個人番号を含む本人確認情報を入手しまして、名寄せ結果の検証作業を行うこととなります。

具体的な事務の流れを御説明いたします。まず、図の左上の金融機関の枠をご覧ください。金融機関が破綻した場合、その金融機関は個人番号を含む名寄せに必要なデータを作成しまして、データを暗号化した上で電子記録媒体に保存いたします。これが数字で示しております①でございます。

次に、預金保険機構は、破綻金融機関から名寄せのデータを受け取ることとなりますが、その方法については2つございます。

1つは②の矢印で示しているもので、破綻金融機関が名寄せデータの収録された電子記録媒体を預金保険機構に搬送しまして、預金保険機構が名寄せデータを破綻処理業務システムに取り込む方法でございます。なお、破綻金融機関から提出を受けた電子記録媒体につきましては、システム管理者が施錠可能なキャビネットに保管いたします。

もう一つの方法でございますが、③をご覧ください。名寄せデータが収録された電子記録媒体を、破綻金融機関に預金保険機構が設置した伝送端末で読み込みます。そして、通信会社が提供する閉域網を利用して、預金保険機構の破綻処理業務システムにデータ伝送

を行う方法でございます。

次に、預金保険機構の破綻処理業務システムに、名寄せデータを取り込んだ後についてでございます。預金保険機構は、破綻処理業務システムに取り込んだ個人番号を含む名寄せデータを基に、同一預金者を特定した上で、同一預金者が保有する複数の預金等の口座を集約し合算する処理、つまり名寄せを行います。

この際、破綻処理業務システム内では、名寄せが完了したデータについては、個人番号を記録しない預金者情報データベースを作成するとともに、名寄せの検証が必要なデータについて、個人番号を記録する名寄せ検証用テーブルを作成いたします。これが図の預金保険機構の枠の中の④に相当する部分でございます。

名寄せ検証用テーブルから名寄せ結果を分析するためのデータを抽出しまして、預金保険機構の職員が、端末装置を用いて名寄せの検証を行います。これが⑤でございます。この端末装置につきましては、操作する者を最小限に限定しまして、IDとパスワードでアクセスを管理しておりますほか、破綻処理業務システム内の特定個人情報にはアクセスができないようにシステム制御も行っております。

また、名寄せの検証におきまして、例えば破綻時に金融機関から得た情報が不十分なものでありましても、預金者等の生年月日の情報が確認できれば名寄せが完了する場合がございます。そうした場合には、必要に応じて預金保険機構が住基ネットを使用しまして、預金者等の本人確認情報の照会結果を電子記録媒体に書き出す形で入手いたします。その照会結果を基に、預金者等の情報を修正いたします。これが図の中の⑥と⑦でございます。

なお、住基ネットを利用した本人確認情報の照会結果には、住所、氏名、生年月日、性別のほか、個人番号が含まれております。このため、住基ネット端末についても、操作する者を最小限に限定した上で、ID及び生体認証により管理をいたします。また、住基ネット端末からデータを収録した電子記録媒体は、住基ネット端末の管理者が施錠可能なキャビネットに保管いたします。

金融機関の破綻処理時の名寄せの流れの説明については、以上でございます。

続きまして、平時における名寄せデータのシステム検証でございますが、破綻処理時とほぼ同様の流れとなります。ただ、平時においては、住基ネットは利用いたしません。

6 ページが平時の流れでございます。預金保険機構は、金融機関から名寄せに必要な個人番号を含むデータを受領しまして、預金保険機構の破綻処理業務システムに取り込みます。そして、預金者データの整備状況を検証いたします。なお、検証結果については、金融機関に還元しまして、不備データの内容確認や修正を依頼することになりますが、その検証結果に個人番号は掲載いたしません。

預金保険機構では、平時より預金者の個人情報などの機微に触れる情報を取り扱っておりますが、それらについては、既に相応の体制を整えております。改正番号法施行以降に個人番号を取り扱うようになって、これまでの情報管理の経験を踏まえつつ、本日、説

明させていただいた方法により、情報管理をしっかりと行うことができると私どもは考えております。

御説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願います。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 特定個人情報の入手と電子記録媒体の保管・消去に関するリスク対策について、お伺いしたいです。

まず、特定個人情報の入手については、金融機関からは電子記録媒体及び回線で入手することになっており、その内容を補完するために本人確認情報をJ-LISから回線で入手することになっているのですが、それぞれにおけるリスク対策について、もう少し詳しく御説明いただけますか。

もう一点ですけれども、電子記録媒体については、金融機関から入手するほか住基ネット端末から書き出す場合もありますけれども、これらの保管・消去についてです。どんな形で保管し、どんなタイミングで消去して、どうするのかということについて、リスク対策についてももう少し具体的に御説明いただけるとありがたいのです。

○預金保険機構 お答えいたします。

1つ目の御質問でございますが、金融機関から電子記録媒体で特定個人情報を入手する場合について、説明させていただきます。破綻処理時及びシステム検証時に、金融機関が電子記録媒体を預金保険機構に持ち込む際には、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用するとともに、預金保険機構では、授受簿により電子記録媒体の授受を管理することになります。

次に、金融機関から回線を利用してデータを入手する場合についてでございます。破綻処理時に、破綻した金融機関に設置した預金保険機構の伝送端末を用いてデータを伝送する場合は、データを暗号化した上で通信会社の提供する閉域網を使用いたします。なお、この伝送端末については、インターネットから分離することになります。

最後に、J-LISから住基ネットにより、特定個人情報を入手する場合についてでございます。J-LISと預金保険機構に設置する住基ネット端末の接続は専用回線のみでございます。インターネットとは接続いたしません。また、住基ネットにより、特定個人情報ファイルをダウンロードして、電子記録媒体に保存する際には、住基ネット端末の管理者の許可を得た上で、立会人を設けて不正にダウンロードできない取扱いといたします。

2つ目の質問についてでございます。金融機関から提出を受ける電子記録媒体については、暗号化されておまして、提出を受けた後は、預金保険機構の破綻処理業務システムのシステム管理者が施錠可能なキャビネットで保管することになります。また、消去する際は、消磁、上書き消去、又は専用シュレッダーで破碎することにより復元困難な状態にいたします。

次に、住基ネット端末から書き出す電子記録媒体についてでございますが、本人確認情報データが保存された電子記録媒体は、住基ネット端末の管理者が施錠可能なキャビネットに保管いたします。その上で、名寄せ結果の検証・補完が終了した都度、専用シュレッダーで復元困難な状態にいたします。

なお、住基ネット端末には個人番号は保存せず、電子記録媒体にのみ保存し、住基ネット端末に情報が保存されていないことを住基ネット端末の管理者が住基ネット端末を使用した都度確認いたします。また、電子記録媒体の情報を閲覧する端末装置については、個人番号が保存されないように、システムの的に制御いたします。

以上でございます。

○阿部委員 ありがとうございます。

しっかりやっていただきたいと思います。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 丁寧な御説明ありがとうございました。大変明瞭でした。分かりやすいです。

あえて御質問をさせていただきますが、端末における個人情報ファイルが不正に複製されるリスクについてお尋ねいたします。破綻処理事務に当たっては、端末装置等で操作が行われると何箇所か記載がございますが、その端末装置等で、特定個人情報不正に複製されるリスクへの対策を、具体的にお教えいただければと思います。

○預金保険機構 ありがとうございます。お答えいたします。

特定個人情報の取扱いに際して、その情報を扱う端末装置につきましては、インターネットから分離し、操作者をIDとパスワードで管理いたします。特定個人情報へのアクセスについては、システム管理者以外はアクセスできないようにいたします。その上で、預金保険機構の破綻処理業務システムが保有する特定個人情報について、電子記録媒体への書き出しができないように、システムの的な措置を講じます。さらに、ハードディスクの暗号化を行い、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを自動的に消去する仕組みといたします。

なお、住基ネット端末については、インターネット等に接続いたしません。加えて、操作する者を最小限に限定した上で、ID及び生体認証により管理いたします。こうした下で、住基ネット端末より特定個人情報ファイルをダウンロードして電子記録媒体に保存する際には、預金保険機構が管理している電子記録媒体を必ず用い、住基ネット端末管理者の許可を得た上で立会人を設けてダウンロードし、ダウンロード時の不正な複製を阻止いたします。そのほか、ダウンロードした電子記録媒体の持ち出しについても、住基ネット端末の管理者が施錠可能なキャビネットで管理しまして、不正に持ち出し、複製などができないようにいたします。

以上でございます。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

私からは質問というよりも要望ですが、全項目評価書の19ページ以降にリスク対策が書かれています。評価書にも記載されているとおりにリスク対策を実行することによりまして、リスクは軽減されますので、是非これに沿った形で実行していただきたいと思います。

その場合に、実際にはそれぞれの担当者が対策に当たりますので、その担当者に十分理解していただくとともに、全体の職員に対して研修、教育をする場合には、実務に即した研修、教育を確実に実行してくださるようお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

本評価書につきましては、本日の説明内容、質疑応答を踏まえまして、審査を進めていくことといたします。

本日は、おいでいただきましてありがとうございました。

○預金保険機構 どうもありがとうございました。

よろしく願いいたします。

(預金保険機構職員退室)

○堀部委員長 次に、議題2「人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について」、大塚調査官から説明をお願いいたします。

○大塚調査官 「人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書」につきましては、10月6日に開催されました第20回委員会において、事務局から概要を説明させていただいたところです。

本日は、この事務の全項目評価書について、承認をするかどうかを審査いただくものです。

評価指針に定めています審査の観点等に基づいて、評価書の評価指針への適合性・妥当性について精査した結果の主な内容について、御説明させていただきます。

○事務局 資料2に基づきまして、審査等の説明をさせていただきます。1ページに目次がございます。

こちらの「全体的な事項」では、評価の手續が適正であるかどうか。2つ目の「健康保険基幹情報ファイル」では、評価書上、他の組合と基本的に同様の取扱いとなっておりますが、審査結果といたしましては、いずれも問題は認められないとしております。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」以降の審査につきましては、12ページをご覧ください。12ページの1点目「主な考慮事項（細目）」の74番では、特定個人情報事業所から受付システムを使用して入手する際のリスク対策が具体的に記載されているかなどの観点で審査し、問題は認められないとしています。

所見としましては、事業所の事前申請を受けた端末のみログインが行えるよう、システムの的に制御することなどが具体的に記載されているとしております。

2点目の75番では、評価書に記載されているリスク対策を事業所が確実に実施することを担保するための措置が具体的に記載されているかなどの観点で審査し、問題は認められ

ないとしております。

所見としましては、事業所は組合の策定した受付システムの運用ルールに基づいたリスク対策が適切に実施されているか、チェックリストにより点検を行うことなどが具体的に記載されているとしております。

3点目の76番では、組合内部の基幹システムにおいて特定個人情報ファイルが不正に使用されること、不正に複製されることへのリスク対策は具体的に記載されているかなどの観点で審査し、問題は認められないとしております。

所見としましては、全てのシステム利用者にユーザーID、パスワードを発行してログイン認証を行うこと、統合専用端末との情報授受については、操作を行う端末を限定することなどが具体的に記載されているとしております。

続きまして、13ページ上段の【総評】をご覧ください。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も問題は認められない、または該当なしということでしたので、総評として、次の3点を記載させていただきました。

(1)として、事務の内容や流れが具体的に記載されていること、(2)として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク対策などが具体的に記載されていること、(3)として、評価実施機関に特有の問題である受付システムにおけるリスク及びリスク対策について具体的に記載されていることを記載させていただき、それぞれ特段の問題は認められないものと考えられるとしております。

続きまして、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】をご覧ください。1点目として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。3点目として、組合及び事業所による自己点検、監査について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。また、組合の職員への教育は実務に即して実施することが重要であること。4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であること。

以上を記載させていただきました。

説明は以上となります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御発言がありませんので、本件につきましては、承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、承認することといたします。事務局は、本日の承認を踏まえまして、評価実施機関に対し、全項目評価書を適切に公表できるように、引き続き必要な手続を進めてい

ただきたいと思います。

○大塚調査官 人材派遣健康保険組合に対しまして、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 よろしくお願いします。

○大塚調査官 ありがとうございます。

○堀部委員長 次に、議題3「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明させていただきます。

個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案につきましては、9月6日に開催されました第17回委員会において、パブリックコメントに付す案文について御決定いただきまして、その後、9月8日から10月7日までパブリックコメントを実施してまいりました。

本日は、その結果とそれを踏まえた最終案について、説明させていただきます。

資料は3-1から3-3までございますが、3-1がパブリックコメントの結果、3-2が今回の一部変更を反映した最終的な案、資料3-3がパブリックコメント版からの修正点でございます。

まず、資料3-1に基づきまして、パブリックコメントの結果について、説明いたします。資料3-1につきましては、別紙1が意見募集結果の概要、別紙2が全ての御意見を掲載した全体版になっておりますけれども、本日は、別紙1の概要版で説明をさせていただきます。

別紙1の1枚目の2番でございますけれども、今回、14の個人又は団体から延べ40件の御意見が寄せられました。下に項目ごとの提出意見数を書いてございまして、一番上の「個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向」が19件で、一番多くなっております。

2ページ目の、主な御意見について、具体的に説明をさせていただければと思います。

番号1でございますけれども、現行では「1（1）法制定・改正の背景」というところで、過去の経緯について記載していた部分を、「1（1）個人情報をめぐる状況」と現時点の状況に書き換えてございますが、現行の中に記載があった「個人情報の誤った取扱いによる取り返しのつかない被害の発生」ですとか、こういった文言については、削除すべき事項ではないという御意見を頂いております。御意見に対する考え方としましては、一部変更案の1（1）の第2段落で御指摘のような趣旨をまとめておりまして、現状の記述で御理解いただけるものと考えますということでございます。

番号2ですが、「個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランス」という表現について、適切な保護こそが適切な利活用を促進するという考え方からすると、適切性を欠くという御意見を頂いておりますが、考え方としましては、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという法の目的を踏まえまると、保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められるものと考えますということでございます。



3番は、「1(2)①個人情報の保護と有用性への配慮」の中で、御意見の括弧の部分の「個人情報の利用に関する社会の信頼を高め」と続く文章を今回書き換えてございますけれども、こちらについて、法の本来の趣旨のねじ曲げるものとなりかねないという御懸念を頂いているところでございます。考え方といたしましては、御指摘の法の趣旨については、基本方針の柱書きにおいて、個人情報保護法第1条の条文を引用し、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという法の目的を実現するため、国が講ずべき措置を定めるとともに」と記述しております。その上で、指摘の箇所については、保護と有用性の配慮という項目ですので、「個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められる」と記述しております。

続きまして4番でございますけれども、今回「過剰反応」という言葉を「正しい理解」という言葉に書き換えておりますが、かえって趣旨が不明確という御意見でございます。今後の取組を示す基本方針においては「法の正しい理解を促進する」という表現が適切であると考えております。

5番ですが、規律が法の目的の実効性を確保するための必要最小限のものとなるよう、政府と民間事業者等との積極的な連携を通じて懸念を解消していくということを書くべきということですが、保護と活用のバランスを図っていくことは現状の記述で御理解いただけるものと考えております。

6番は、匿名加工情報と非識別加工情報という新しい概念について、正しい理解を得るために、より十分な啓発活動が求められるという旨を追記すべきということですが、考え方としましては、1(2)②において、広報・啓発に積極的に取り組むとともに、法の適切な運用等により、個人情報の保護及び活用の促進を図っていくものと記述しております。現状の記述で御理解いただけるものと考えております。

7番の国際的な協調の部分でございますけれども、平成28年7月29日に委員会において決定している取組についてですが、次のページに行っていただいて、米国とEU間のPrivacy Shield合意のような枠組みの設定に向けた取組を早期に進めていただきたいという御意見でございますが、考え方としましては、御意見は、今後の執務の参考にさせていただきますということでございます。

続きまして8番は、今回、削除しておりますOECDプライバシーガイドライン8原則は記載したほうが望ましいという御意見でございます。こちらについては、現行の基本方針で記載があった歴史的な経緯につきましては、別の資料に記載して公表するという方針で進めておりますが、そちらの資料の中に記載することを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、9番は、情報セキュリティ対策の取組を新設いただけた点を評価というところで、賛同の御意見として承りましたということでございます。

10番ですが、これまで個人情報取扱事業者ではなかった中小規模の事業者が、情報セキュリティ対策に適切に取り組むことの重要性について強調したほうがよいというところで

ございます。個人情報取扱事業者が取り組むということ自体は書いてございますので、現状の記述で御理解いただけるものと考えておりますが、「なお」の部分ですけれども、1（2）②の第2段落において、改正法の施行により新たに法の適用対象となる事業者に対しては、より丁寧な広報活動を行うということを書いてございますので、こういった広報活動の中で、御意見を踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。

11番は、省庁横断的なガイドラインについて、企業が十分に対応できる十分な周知期間を置いた上で公表することを要望というところでございますが、ガイドラインについては、案を作成した上で、現在、パブリックコメントを実施しているところでございます。

12番は、権限の委任に関してでございますが、権限を委任した場合には、一義的に委員会の委任先のみが行う体制とすることを明確化すべきという御意見をいただいておりますが、考え方としましては、重疊的な執行を回避すべく緊密な調整・連携を行うことは現状の記述にございますので、こちらの記述で御理解いただけるものと考えますということでございます。

13番の「過剰反応」についての記述が削除されている部分を書いたほうが良いという御意見ですけれども、こちらは削除しているわけではなく、1（2）②の第2段落において、従来記述があった部分を書いてございますので、現状の記述で御理解いただけるものと考えますということでございます。

4 ページ目、14番でございます。法改正により新たに対象となる事業者に対して、明示的に取り組む必要があるということを強調したほうが良いという御意見ですが、先ほどの10番と同じ観点でございまして、考え方についても10番と同内容を書いてございます。

15番ですが、今回6（1）①から⑤まで従来細かく書いてあった事項について、基本的にガイドライン等で示すべき事項であるため削除しておりますけれども、その部分について、引き続き普及啓発に努めるべきという御意見を頂いてございまして、考え方としては、改めて基本的なガイドライン等で示すべき項目であるため削除してまいりますと書いた上で、御意見については、今後の執務の参考とさせていただきますとしております。

16番でございますけれども、基本方針の題名につきまして「個人情報の保護及び活用に関する基本方針」にしてはどうかという御意見でございますが、こちらについては、個人情報保護法第7条において「個人情報の保護に関する基本方針」と定められておりますという回答でございます。

基本方針の結果は以上でございますけれども、パブリックコメントに付した案文から一部修正がございましたので、資料3-3で説明させていただきます。

修正をしたのは2カ所ございまして、まずは5ページをご覧いただければと思います。5ページの5行目で、最後の「整備及びその」という文言を削ってございますけれども、こちらは、3（1）の地方公共団体の項目の部分で「条例の制定」の内容を記載しており、重複になりますのでこちらは削るということでございます。

2カ所目でございますけれども、7ページの情報セキュリティ対策の取組の中の6行目、

7行目あたりでございますが、従来「セキュリティ」という言葉と「情報セキュリティ」という言葉が混在しておりましたので、「自ら進んで」の後に「情報」を加え「情報セキュリティ」とした上で、「主体的に」の後については「その対策に」と文言を修正してございます。

こちらの2カ所の修正も含めて、一部変更を反映した最終案が資料3-2でございます。私からの説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 今、パブリックコメントの詳細について伺いましたけれども、大きく分けると、個人情報の保護というところに重点を置いたというか、力点を置いた御意見と、個人情報をもう少し様々な意味で利活用しようというところに重点を置いた御意見と、両方頂いているのではないかと思うのです。

ただ、これは法の趣旨とか今後の展開という面から見ても、どちらか一方に重点を置くということではなくて、文字どおり保護と活用のバランスを考慮しながら進めていくという大きな流れとか方針、易しいことではないと思うのですけれども、それをきちんとやっていくことだと思いますし、パブリックコメントとしても、全体としてはそのように受けとめるべきではないかと思しますので、是非その取組をさらに進めていくということが重要であると思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御説明ありがとうございます。

今回の法改正で変化が大きかったのは、中小企業の事業主の方々だと思いますので、このパブリックコメントでも、中小企業の方々が個人情報の保護に適切に取り組む必要性をもっと強調したほうがよいのでは、という御意見を頂戴いたしましたけれども、そういった御意見を踏まえまして、当委員会といたしましても、中小企業に対してはより重点的に周知、広報活動に取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

この基本方針については、これまでに何回か御議論いただきました。

基本方針は、前から申し上げますように、当委員会がこれから、改正個人情報保護法の全面施行後に個人情報の保護と利活用のバランスをとりながら施策を推進していく上で非常に重要な意味を持っております。今後は、この基本方針にのっとりまして、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

一部変更案については、特に御意見がありませんので、原案のとおり決定いたしまして、内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求め

るということになっていきますので、閣議請議の進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 では、そのようにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

次に、議題4「その他」です。

「中小企業向け個人情報保護法全国説明会の開催について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料4「中小企業向け個人情報保護法全国説明会の開催について」をご覧ください。個人情報保護法の改正に伴い新たに法の対象となった中小企業や小規模事業者に対しまして、個人情報の取扱いに対する基本的なルールを説明することを目的として、全国都道府県で説明会を開催することとしておりますので報告いたします。

地方公共団体や商工会議所の御協力を得まして、現時点での開催予定は別紙のとおりとなっております。本日付けで公表させていただきます。

よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございました。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 北海道から沖縄まで、限られた期間で大変なことだと思います。ありがとうございます。募集はどのような形でなされたのですか。

○事務局 ほとんどの都道府県では、都道府県の担当課で広報をさせていただいておりまして、委員会のホームページにも掲載しております。また、チラシについては委員会で必要部数を刷り、都道府県に送付して募集させていただいています。

○嶋田委員 分かりました。

是非たくさん集まっていただくといいですね。ありがとうございます。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

山本参事官、どうぞ。

○山本参事官 1点補足させていただきますと、委員会事務局の広報チームで、各地方紙に対して開催の情報提供もさせていただきます。皮切りが香川県なのですが、既に地元紙に開催の記事を掲載させていただいておりますので、このような取組を合わせて続けていきたいと思っております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 大体どのぐらいの方々が参加される予定でしょうか。

○事務局 開催県によってバラつきがありまして、少ないところで数十名、多いところで500名程度の募集をかける予定です。また、県内3カ所で開催するところもあります。

○宮井委員 分かりました。

○大滝委員 これは今年度1回だけなのですか。

○其田事務局長 今回、まずは全都道府県で、できる限り年内に、一部は年明けに開催しますが、できればもう一巡開催したいと思っています。並行的に業界団体などでも開催します。また、都道府県で開催しますと加速度的に各方面からお呼びがかかるようになりまので、単に均一に都道府県単位で開催するのではなく、様子を見ながら展開してまいりたいと思っています。

○大滝委員 是非お願いしたいと思います。

○堀部委員長 よろしいでしょうか。

個人情報保護法の周知・広報活動も当委員会の任務ですので、是非進めていただきたいと思います。今後様々な意見が出てくるでしょうし、適宜対応していくことにしたいと思います。

ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料につきましては資料1の評価書については承認した後に、資料3-1から3-3につきましては閣議決定と同時に、その他の資料につきましては準備が整い次第委員会のホームページに公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は、これにて閉会といたします。

ありがとうございました。

今後の予定につきまして、福浦総務課長から、説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、11月1日火曜日11時からこの会議室で行う予定でございます。

資料については、ただいまの決定どおりに取り扱います。また「人材派遣健康保険組合適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書」が承認されましたので、評価書についても公表いたします。

以上でございます。

本日は、誠にありがとうございました。